

Nexus Card Select 会員規約 (2020年2月以前に入会した方)

一般条項

第1条（会員資格）

- 会員とは、本規約承認の上、Nexus Card 株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するクレジットカード（以下「カード」といいます。）への入会の申込み、当社が入会を承認した方をいいます。
- 会員は本規約に基づく一切の債務について責任を負うものとします。

第2条（家族会員）

- 会員が同条第2項及び第3項の責任を負うことを承認した家族で、当社が適格と認めた方を家族会員（以下会員と家族会員を「会員」といいます。）とします。家族会員は、会員が脱会その他の理由で会員資格を喪失した場合には当然に会員資格を喪失します。
- 会員は、当社が家族会員用に発行したクレジットカード（以下「家族カード」といいます。）又は会員番号をご利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当社に支払うものとします。その他、会員は、家族会員が家族カード又は会員番号をご利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当社が会員に家族カードのご利用内容・ご利用状況等を通知することを予め承諾するものとします。
- 会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとします。会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害につき（家族カードの管理に関して生じた損害を含む。）家族会員と連帯して賠償責任を負うものとします。

第3条（カードの貸与・管理・有効期限）

- 本規約に定めるクレジットカードは、Master Card 機能を有する「Nexus Card Select」（以下これらと家族カードを総称して「カード」といいます。）とし、当社は、会員が申込みを行ったカードを発行し貸与します。
- 当社は会員1名につき1枚のカードを発行し、貸与します。尚、カードの所有権は当社に属します。
- 会員は、当社よりカードを貸与された場合は、直ちにカードの署名欄に自署し、善良なる管理者の責任をもってカードを使用・保管・管理するものとします。
- カードは、カード表面上に会員名が表示され、会員に限りご利用でき、カード上に表示された名義人以外の者（以下「他人」といいます。）に貸与、預入、譲渡、質入れ、担保提供等にご利用する等、第三者への占有の移転は一切できません。又、他人にカード情報(会員番号・有効期限・セキュリティコード等、以下「カード情報」といいます。)の提供を行うことはできないものとします。
- 会員は上記3、4に違反し、その違反に起因してカードが不正にご利用された場合、会員はそのご利用代金についてすべてその責任を負うものとします。
- カードの有効期限はカードに表示し、当社所定の時期に更新するものとします。
- 当社が引続き会員として適切と認める場合は、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードと会員規約を送付します。但し、当社が定めた一定期間にカードのご利用がない場合には、新しいカードを送付しない場合があります。又、当社が必要と認め、本人会員に通知したときは、カードの有効期限を繰上げるができるものとします。
- 会員は、新しいカードの送付を受けたときは、当社が特に指示した場合を除き、従前のカードは、直ちに会員の責任においてカードの磁気ストライブ部分（ICカードの場合はICチップ部分も同時に）が切断されるような形で切断し、使用不能の状態にして処分しなければなりません。尚、カードの有効期限内におけるカードご利用による支払いについては、有効期限経過後とはいえども本規約が適用されます。

第4条(年会費)

- 会員は、当社に対し毎年当社所定の時期に当社所定の年会費を支払うものとします。又、支払済み年会費は、脱会、又は、会員資格の取消となった場合においても返却しないものとします。尚、年会費のみの支払いの場合、ご利用代金明細書（請求書）発行を省略することがあります。
- 年会費を支払わない場合は、会員への特典を受けられないことを会員は承諾するものとします。
- 年会費が当該時期に支払われなかった場合には、当社は、翌月以降に年会費の支払いを請求することがあります。

第5条(暗証番号)

- 会員は入会申込時に、暗証番号を当社へ申出るものとし、当社は、会

員より申出のあったカードの暗証番号を登録するものとします。但し、会員から申出がない場合又は当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社の指定した暗証番号を登録又は変更することを予め承諾するものとします。

2 会員は、暗証番号を「0000」「9999」等同じ数字の連続数字、生年月日及び電話番号等の他人から推測されやすい番号を避け、他人から推測されにくい番号を登録するものとします。又、会員は、登録した暗証番号を他人に知られないよう管理するものとします。

3 カードご利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、暗証番号について盗用その他の事故があっても、その為に生じる一切の債務について会員が支払いの責を負うものとします。但し、暗証番号の管理について会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合にはこの限りではありません。

4 当社が会員に貸与したカードが IC カードの場合、当該カードの暗証番号は、本条1項で登録された暗証番号とします。尚、当社が必要と認めた場合には、所定の方法により IC カードの暗証番号を変更し、IC カードを再発行することがあります。再発行前の旧カードは会員自らの責任において処分するものとします。

第6条（メールアドレス）

- 会員は、入会申込時若しくは入会后当社所定の方法により会員がご利用するメールアドレスを当社に登録するものとします。
- 当社は、会員に対して、前項のメールアドレスを使用し、必要事項を通知することがあります。尚、当社が広告宣伝に関する案内をする場合には、当社所定の方法により予め会員の承諾を得るものとします。

第7条（付帯サービス）

- 会員は、当社又は当社が提携する第三者(以下「サービス提供会社」といいます。)が提供するサービス、特典(以下「付帯サービス」といいます。)を当社又はサービス提供会社所定の方法により利用できるものとします。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用方法等については、当社が書面等の方法により通知又は公表するものとします。
- 会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスが利用できないことがあることについてあらかじめ承諾するものとします。
- 会員は、当社又はサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社又はサービス提供会社が付帯サービスとその内容について会員への予告又は通知なしに変更し若しくは中止することをあらかじめ承諾するものとします。

第8条（電話又はインターネット等による取引等）

- 会員は当社が定める所定の付帯サービス等の申込み、当社への会員のご利用内容等の照会及び登録事項等の変更の届出等を電話又はインターネット等によって行う（以下「電話等取引」といいます。）ことができるものとします。
- 会員は、電話等取引を行う場合の本人確認は、原則として当社が別に定めた方法によって行うものとし、その内容は録音又は記録され、当社に相当期間保存されることを承諾するものとします。

第9条（カードの機能）

会員は、カードをご利用して当社の提携先、三菱 UFJ ニコス株式会社の加盟店及びMasterCard 加盟店（以下これらを総称して「加盟店」といいます。）でお買い物とサービスの提供（以下「カードショッピング」といいます。）を受けることができます。又、会員はカードをご利用して当社が提携する金融機関等を通じて金銭の借入（以下「カードキャッシング」といいます。）を受けることができるものとします。

第10条（カードのご利用可能枠）

- カードのご利用可能枠は、予め当社の定める範囲内とし、当社より会員に通知するものとします。但し、当社が適当と認めた場合は、いつでもご利用可能枠を増額又は減額できるものとします。
- カードショッピングのご利用可能枠のうち、2回払い、分割払い、ボーナス一括払い、残高スライド定額方式(With・in)リボルビング払い（以下「リボルビング払い」といいます。）がご利用できるご利用可能枠(以下「割賦払いご利用可能枠」といいます。)を、当社は定めるものとします。又、割賦販売法の所定の要件等に対応するため、割賦払いご利用可能枠の範囲内で、実際にご利用できる金額を減額又は増額がなされることに付いても予め会員は承諾するものとします。尚、会員は、割賦払いご利用可能枠を超えて上記の支払方法でカードを使用してはならないものとします。割賦払いご利用可能枠を超えて上記の支払方法でカードを使用した場合、割賦払いご利用可能枠を超えた金額を一括して直ちに支払うものとなります。

3 会員は、当社が認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。又、当社の承認を得ずにご利用可能枠を超えてカードを使用した場合、ご利用可能枠を超えた金額を一括して直ちに支払うものとします。

4 日本国外でのカードご利用可能枠は、当社又はMasterCard が各国で定めた金額までとします。

5 当社が会員として不適切と判断した場合会員が次のいずれかに該当したときは、当社は会員に通知することなくカードのご利用又は、キャッシング機能を停止することがあります。

（1）貸金業法又は日本貸金業協会自主規制規則に基づく収入証明の徴求依頼を拒否した場合。（2）会員のご利用可能額、当社との他の契約に基づく借入残高、及び他の貸金業者からの借入残高の合計が、年間の給与及びこれに類する定期的な収入の合計額の三分の一を超えた場合。（3）その他。

第11条（ご利用代金明細書（請求書）・残高承認）

- 当社は、会員に対しカード利用によるカードショッピングのご利用代金及び手数料（以下「カードショッピングの支払金」といいます。）又はカードキャッシングの融資金及び利息（以下併せて「カードキャッシングの支払金」といいます。）を請求するときは、予めカードご利用代金明細書（請求書）を会員の届出住所宛に送付します。尚、当社所定の手続がとられた場合には、当社は、当該請求書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該請求書の記載事項を提供することができるものとします。但し、法令等により電磁的な方法によることが認められない場合はこの限りではありません。
- 会員が前項のカードご利用代金明細書を受け取った後(電子メールの送信その他の電磁的な方法により前項の請求書の記載事項を当社が提供した場合には会員がこれを受信した後)、1週間以内に異議の申立てをしなかったときは、残高その他当該カードご利用代金明細書記載の内容を承認したものとします。

第12条（お支払い）

- カードショッピングの支払金、並びにカードキャッシング支払金、その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務(以下これらを総称して「支払債務」といいます。))は、会員が予め当社に届出た当社指定の金融機関の預金口座(以下「振替口座」といいます。)から口座振替の方法により支払うものとします。但し、振替口座の届出遅延、金融機関に対する振替口座設定手続不備、会員の金融機関との口座振替契約の解約その他振替口座の設定がされていない場合その他当社が特に指定した場合、当社指定の金融機関口座への振込等その他の方法によるものとします。尚、当社の指定の方法のうち、会員がコンビニエンスストアの収納代行をご利用して支払いをした場合は、コンビニエンスストアが支払債務に係る支払いを受領し、支払履歴が当社に反映されたときに、当社への支払いがなされたものとします。
- 当社が支払日に支払債務の口座振替等が出来ない場合には、会員は、当社所定の方法により当該支払債務を支払うものとします。又当社は、金融機関との約定により、支払日以降任意の日に、支払債務の全額又は一部につき口座振替等できるものとします。
- 当社は、当社が会員に対して負担する債務がある場合には、当該債務の弁済期に係らず、会員の当社に対する支払債務に充当することがあり、会員はこの取扱いについて異議のないものとします。

第13条（日本国外のご利用代金の円への換金）

- 日本国外でカードをご利用した代金の円貨への換金は、Master Card の場合、Master Card の決済センターがご利用情報を処理した時点でのレート(Master Card 指定金融機関レート)が適用されるものとします。(換算レートは現地でカードをご利用した日の為替レートではありません。)
- カードショッピングの換算に関しては、日本国外利用に係わる事務処理コストとして、当社所定の事務処理手数料を加算するものとします。但し、日本国外でご利用したカードキャッシングには、事務処理手数料は含まれません。
- 第14条（支払債務の充当順序）**

会員のお支払いいただいた金額が、本規約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りない時は、会員への通知なくして、当社が適当と認める順序・方法により、いずれの債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当しても異議ないものとします。リボルビング払いの支払い停止の抗弁に係わる充当順序については、当社所定の順序により当社が行うものとします。

第15条（手数料率、利率の変更）

- 当社は、別に定める分割払いもしくはリボルビング払いの手数料率、

カードキャッシングの利率又は遅延損害金の利率（以下総称して「基準料率」といいます。）について、金融情勢等の変化により、変更することが出来るものとします。尚、変更後の基準料率に付いては、予め会員に通知するものとします。

2 前項により、当社から変更後の基準料率を通知したときには、変更後の基準料率が適用される時点におけるリボルビング払いの未決済残高又はカードキャッシングの未決済残高（以下総称して「残高」といいます。）の全額及び基準料率変更後のご利用分に対して、以後、変更後の基準料率が適用されることに、会員は異議がないものとします。

3 当社は、当社が行うキャンペーン等により、会員に対して基準料率より低い料率（以下「優遇料率」といいます。）を適用することがあります。この場合、当社からその内容及び優遇料率適用期間（以下「適用期間」といいます。）を当社所定の方法により当該会員に通知します。尚、適用期間終了後は、適用期間中のご利用分に係る残高も含め、残高全額に付いて基準料率が適用されること、適用期間終了後のご利用分に付いては基準料率が適用されることに異議がないものとします。

4 前項の規定に係らず、適用期間中であっても、会員が、本規約に定める期限の利益の喪失事項に該当した場合には、以後、当社所定の基準料率が適用されるものとします。

5 優遇料率の適用に関する諸条件及び適用期間は、別に当社が定めるキャンペーン実施要綱によるものとします。当社は、キャンペーン実施要綱で定めるところに従い、優遇料率の適用に関する諸条件を変更し、又は適用期間を変更することがあります。

第16条（日割計算の場合の方法）

カードショッピング条項第38条、第39条及び第40条、カードキャッシング条項第47条、第49条及び第50条において日割による計算をするときは、当該年率を基礎として、1年を365日（閏年は366日）とする日割計算を行います。

第17条（費用等の負担）

- 会員は当社に対するカード利用による支払金の支払いに要する以下の各項目に定める費用を負担するものとします。
- 会員は、支払いを遅延したことにより、当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合は再振替手数料として1回に付き220円（税込み）、振込用紙を送付した場合は、振込用紙送付手数料として送付回数1回に付き220円（税込み）を別に支払うものとします。
- 会員は、当社に対する債務の弁済に要する費用（振込手数料、コンビニエンスストアでの支払いに要する費用等）を負担するものとします。但し、当社が認める口座振替等に付いては免除するものとします。
- 印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要する費用並びに支払督促申立費用、送達費用等法的措置に要する費用は、脱会後といえども全て会員の負担とします。但し、法令において利息とみなされる費用に付いては、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としません。
- 会員は、会員が当社及び当社と提携する金融機関等の現金自動貸出機等（CD・ATM）でカードキャッシングをご利用した場合、当社所定のATM手数料を負担するものとします。（ATM手数料は、ご利用1回あたりの利用金額・ご返済金額が1万円以下の場合は110円（税込み）、利用金額・ご返済金額が1万円を超える場合は220円（税込み）とします。）
- 会員は、当社から各種証明書の交付を受ける時は、当社所定の手数料を支払うものとします。
- 年会費、カード再発行手数料等、会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合、又は公租公課（消費税等を含みます。）が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額、又は当該増加額を負担するものとします。

第18条（カードの盗難・紛失・偽造等）

- 会員がカードを紛失し、又は盗難にあったときは、速やかに当社窓口 に連絡のうえ、最寄りの警察署又は交番にその旨を届けるとともに、当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。
- カードの紛失、盗難や第3条に違反して、他人にカードを使用させ、又使用された場合には、その使用代金は、署名の有無に係らず会員の負担とします。
- 1項の紛失、盗難届けが出された場合には、会員は2項に係らず、他人によるカードの使用により発生した損害について、次の各号の何れかにも該当しない限り免責されるものとします。

- （1）会員の故意又は重大な過失によって、盗難、紛失等が生じた場合。
- （2）会員の家族、同居人、留守人等、その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者が関与し、又は不正使用した場合。
- （3）第3条3項カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生し

きます。

3 カードキャッシングの利率は、金融情勢等の変動により改定させていただくことがあります。当社から利率変更の通知をした後は、変更後の利率が適用されるものとし、通知をした時におけるカードキャッシングのご利用残高の全額に対しても変更後の利率が適用されることに会員は予め承諾するものとします。

第4 8条（キャッシングお取引明細書）

会員は、本規約にもとづきカードキャッシングを利用した場合、当社が貸金業法第17条第1項、及び、同法1 8条1項にもとづき貸付・ご返済の都度会員に交付する書面に代えて、同法1 7条6項、及び、同法1 8条3項にもとづき、「マンスリーステートメント」（毎月16日から当月15日における貸付・ご返済その他の取引状況を記載した書面）を交付することに予め同意することとします。

第4 9条（遅延損害金）

会員がカードキャッシングの支払金の支払いを遅延した時は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該支払金に対し年2 0. 0 0%を上限とし、期限の利益を喪失した時は、期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、カードキャッシング未払債務（元本分）に対し、年2 0. 0 0%を上限とし、乗じた額（1年を3 6 5日とする日割計算。但し閏年は3 6 6日とする）の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第5 0条（カードキャッシングの支払金の繰上返済等）

1 カードキャッシングの支払金を本規約に基づく債務の全部、又は一部のご返済を本規約に定める約定返済期日の前に繰上げて支払うこと（以下「繰上返済」といいます。）について、会員は当社に対して事前に連絡の上、当社の承諾を得て行うものとします。

2 会員は、前項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、ご返済方法及び支払日を指定するものとし、当社は、当該指定に従い当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。会員が指定することができる繰上返済の範囲及びご返済方法は次表の通りです。

支払方法	返済範囲	ご返済方法
1回払い	全額のみ	当社指定の口座への振り込み
リボルビング払い	全部	当社指定の口座への振り込み
	一部	

3 当社に対する支払いが次の各号の何れかに該当する場合には、会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の期日におけるご返済とみなし、当社所定の順序及び方法により、当社に対する何れの債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、又は余剰金がある場合は口座振込、若しくは郵便為替による返金等を行うことができるものとします。

- 当社に対する事前の連絡、又は当社の承諾なくして行われたとき。
- 当社に対する事前の連絡、及び当社の承認があっても次に該当するとき。
- 事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日に行われたとき。
- 事前の連絡の際に指定したご返済方法と異なる方法により行われたとき。
- 事前の連絡の際に会員の指定に従い当社がお知らせした金額と異なる金額の支払いを行ったとき。

その他条項（カードショッピング・キャッシング共通）

第5 1条（外国人PEP s等届出）

会員が、外国政府高官、外国政府高官の家族又は外国政府高官が実質的に支配する法人（あわせて「外国人PEP s等」といいます。）に該当する場合は、当社所定の方法により当社へ届出るものとします。外国人PEP s等に該当する場合、法令に対応するため、一部ご利用に制限がかかることがあります。

《カードショッピングお支払方法のご案内（別表）》

◎回数指定払　：　支払回数、支払期間、実質年率等

支払回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回
支払期間（ヶ月）	1	2	3	4	5	6	7

実質年率（%）	0	0	12.20	13.00	13.51	13.86	14.10
利用代金100円当りの分割手数料の額(円)	0	0	2.04	2.72	3.40	4.08	4.76
支払回数	8回	10回	12回	15回	18回	20回	24回
支払期間（ヶ月）	8	10	12	15	18	20	24
実質年率（%）	14.30	14.57	14.73	14.87	14.94	14.95	14.96
利用代金100円当りの分割手数料の額(円)	5.44	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32

（※加盟店によってはご利用できる回数に制限がある場合があります。）
（※ボーナス併用分割払いの実質年率は上記と異なる場合があります。）

支払方法	利率	支払期間・回数
回数指定払	実質年率 12.20% ～ 14.96%	（翌月から毎月所定日支払）

●分割払いご返済例：100,000円(税込み)の10回払をご利用された場合
分割手数料100,000円×(6.8円/100円)=6,800円

支払金合計100,000円+6,800円=106,800円

月々の支払金106,800円÷10回=10,680円

初回11,400円　次回10,600円

◎リボルビング払い

（リボルビング支払いコース）

毎月の弁済金	リボルビングの利用限度額
5,000円	100,000円
10,000円	200,000円
15,000円	300,000円
20,000円	400,000円
25,000円	500,000円
30,000円	600,000円
35,000円	700,000円

●リボルビング払い弁済例:ご利用残高100,000円リボルビング弁済月額5,000円の場合　（実質年率15.00%、日割計算）支払日毎月12日（具体的算定例）リボルビング払い12月1日100,000円新規ご利用の場合

初回手数料　100,000円×15.00%÷365日×28日＝1,150円
元本充当5,000円－1,150円＝3,850円

2回目
ご利用残高96,150円　当月の弁済金5,000円
手数料充当金96,150円×15.00%÷365日×31日＝1,224円
元本充当5,000円－1,224円＝3,776円

《カードキャッシングお支払方法のご案内（別表）》

【実質年率18.00%の場合】

*1借入残高	毎月のお支払額
100,000円以下	5,000円
100,000円超～200,000円	10,000円

200,000円超～300,000円	15,000円
300,000円超～500,000円	20,000円

*1. 借入残高とは、当初のカードキャッシングご利用額、又は、ご利用の直後に到来する締切日残高とします。

●リボルビング払い弁済例:ご利用残高100,000円でリボルビング弁済月額5,000円の場合　（実質年率18.00%、日割計算）支払日毎月12日（具体的算定例）リボルビング払い12月1日100,000円新規ご利用の場合

初回手数料　100,000円×18.00%÷365日×42日＝2,071円
元本充当5,000円－2,071円＝2,929円

2回目
ご利用残高97,071円　当月の弁済金5,000円
手数料充当金97,071円×18.00%÷365日×31日＝1,483円
元本充当5,000円－1,483円＝3,517円

支払方法	ご返済方式	支払期間・回数
1回払	元利一括払	締切日の翌月所定日 1回払
リボルビング払い	残高スライド元利定額（With・in）リボルビング払い	締切日翌月より毎月所定日支払

（※加盟店によってはご利用できる回数に制限がある場合があります。）
（※ボーナス併用分割払いの実質年率は上記と異なる場合があります。）

●ご返済例　（リボルビング払いのご返済）
（完済まで将来支払うご返済金額・ご返済回数）一覧表

【貸付条件】

貸付の利率　：(実質年率)18.00%
ご返済方式　：残高スライド元利定額（With・in）リボルビング払い
各回の弁済日　：毎月当社指定の支払日

ご利用額	ご返済金額	ご返済回数
10万円	5,000円	25回
30万円	15,000円	44回
50万円	20,000円	60回

※最終回のご返済額に端数を含みます。
※支払日（毎月所定日）が土日祝日の場合を考えない一般的な例でご利用明細とは異なります。

個人情報の取扱（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項

第1条（与信目的による個人情報の収集・保有・利用の同意）

1 カード入会申込者及び会員は（以下総称して「会員」といいます。）Nexus Card 株式会社（以下「当社」といいます。）が、本規約に基づくカード取引契約（以下「本契約」といいます。又契約の申込みを含みます。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断、与信後の管理のため、以下の情報（以下総称して「個人情報」といいます。）につき保護措置を講じたうえで、収集・保有・利用することに同意するものとします。
（1）当社所定の申込書に会員が記載した、氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、勤務先（お勤め先内容）、家族構成、住居状況、運転免許証等に関する事項。（本契約締結後に当社が、申込者及び会員から通知を受ける等により知り得た変更情報を含みます。）
（2）本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、包括信用購入あっせんの手数料、毎月の分割支払金又は弁済金（支払額）、支払方法、振替口座等の本契約の内容に関する情報。
（3）本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況・債権譲渡の情報等、会員との取引に関する情報。
（4）本契約に関する会員の支払能力を調査するため、又は支払途上にお

ける支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が収集した保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務のご返済状況等の「支払能力判断のための情報。」

（5）本契約の申込者が会員に相違ないことを確認するため、申込者から原本の提示又は写しの交付を受けた運転免許証、パスポート等の本人確認資料等に記載された本人識別情報（以下「本人確認情報」といいます。）又は審査資料に記載の情報、もしくは本人特定又は所在確認のために当社が窓口に請求し自ら交付を受けた戸籍謄本、住民票等に記載の情報。

（6）会員が当社との間で既に締結した契約がある場合、当該契約の申込み等をした事実及び当該契約に関する客観的な取引事実に基づく信用情報並びに債権の回収や途上与信を通じて得られた情報。

（7）お電話でのお問い合わせ等により当社が知り得た情報。

（8）官報、電話帳、住宅地図等により公開されている情報。

2 会員は、当社と本契約に定める加盟店（以下「加盟店」といいます。）が本契約に基づく立替精算、キャンセル精算、法令に基づく中途解約に伴う精算、加盟店との加盟店手数料等の精算のため、本条1.（1）～（3）の個人情報を利用することに同意するものとします。

3 当社の企業ブランドと共に当社の提携先企業の企業ブランドをあわせ表示したクレジットカード（以下「提携カード」といいます。）を申込みの場合は、当社及び提携カードの提携先企業（その親会社、関連会社、提携会社を含み、以下「提携先企業」といいます。）が会員に対し付与するポイントサービス、その他の提携カードに付帯するサービスを当社及び提携先企業が共同して提供するために必要な範囲内で本条1.（1）～（2）の個人情報を共同して利用することに同意するものとします。

4 当社が保有する個人情報には、本申込み時に申込者から受領した情報（当社が当該申込みを否決した場合）及び本契約が終了し、又は会員が完済した後の情報を含むものとし、当社が一定期間利用することに同意します。

第2条（個人情報の利用）

会員は、当社が下記のためのために本条第1条1.（1）～（2）の個人情報を利用することに同意します。

- 当社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するサービス。
- 当社の事業における市場調査、商品開発。
- 当社の事業における宣伝物・印刷物の送付、送信等の営業案内。

※当社の事業とは、クレジット事業（クレジットカード事業を含む）、融資事業、保証事業、集金代行業業、生命保険の募集、損害保険の代理業、加盟店・提携先企業・その他事業者の営業案内等を当社の営業案内等に封入し送付する事業等です。当社の具体的事業については当社ホームページ（https://www.nexuscard.co.jp/）でお知らせしております。

第3条（指定信用情報機関への登録・利用）

1 会員は当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・ご返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員の個人情報が登録されている場合には、会員の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。

2 会員に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

	会社名	
項目	株式会社シー・アイ・シー（CIC）	
①本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	
③債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	

3 当社が加盟する指定信用情報機関及び個人信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は下記の通りです。又、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。株式会社シー・アイ・シー(割賦販売法に基づく指定信用情報機関)（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

住所 〒160－8375 東京都新宿区西新宿1－23－7
新宿ファーストウエスト15階

お問い合わせ先 　　　　　：0120－810－414
ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp/
※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

4 当社が加盟する指定信用情報機関（(株)シー・アイ・シー）が提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。

- 株式会社 日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)
住所 〒101－0014 東京都台東区北上野一丁目10－14
住友不動産上野ビル5号館
お問い合わせ先 　　　　　：0570－055－955
ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/
※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- 全国銀行個人信用情報センター
住所 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
お問い合わせ先 　　　　　：03－3214－5020
ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

5 本条3項に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記の通りです。

株式会社シー・アイ・シー
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等)及びご返済状況に関する情報（利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等）。

第4条（個人情報の第三者への提供について）

会員は、当社が保護措置を講じた上で以下の範囲で個人情報を以下の第三者に提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従った以下の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

- 提供する第三者の範囲
 - 当社のホームページに掲載している関連会社及び業務提携先
 - 当社が、会員の本人確認、所在確認等のため、住民票、戸籍の附票、登記事項証明書等を申請するに際し、市区町村長又は登記官
 - 当社が業務委託する弁護士、司法書士、会計士
 - 第三者に提供される情報の内容
- 会員の本契約に基づく申込情報及び個人情報（但し、当社が信用情報機関から取得した個人情報は除く）及び保険契約申込情報

3 使用する者の使用目的

第2条に記載の各目的（この場合において、上記目的中「当社」とあるのは、「提供する第三者」と読み替えます。）

第5条（金融商品等及びサービスのご案内について）

会員は、当社並びに当社のホームページ等に掲載している関連会社及び業務提携先が、会員の個人情報について、以下の目的でも適正に使用することに同意します。但し、会員が当社からの以下金融商品等及びサービスのご案内を希望しない場合は、会員が当社にアクセスした機会に金融商品等及びサービスのご案内を行うときを除き、当社からのご案内を致しません。目的:当社並びに当社のホームページ等に掲載している関連会社及び業務提携先が現在又は将来取り扱うローン、クレジットカード等の金融商品（以下総称して「金融商品等」といいます。）及びサービスの販売、勧誘、広告及び宣伝物の送付、送信（電子メールを含む）を会員に案内するため。当社は、金融商品等の紹介等をする為、会員に対して電話やダイレクトメール等（電子メールを含む）の手段でご連絡致します。尚、この目的による使用に限りましては、会員からの申し出により取りやめます。金融商品等のご案内を希望されないことを理由にお申込みをお断りすることはありません。又、当社の「業務提携先」は当社ホームページにて公表しております。

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

1 会員は、当社及び本条第3条で記載する指定信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

（1）当社に開示を求める場合には、末尾記載の相談窓口に連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。又、開示請求手続きにつきましては、当社所定の方法（ホームページhttps://www.nexuscard.co.jp/）によってもお知

らせています。

（2）指定情報機関に開示を求める場合には、本条第3条記載の指定信用機関に連絡してください。

2 万一個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は個人情報保護に関する法律に定めるところにより、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第7条（本規約に不同意の場合）

当社は、会員が本契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部又は一部を承認出来ない場合、本契約をお断りすることや脱会の手続きをとる場合があります。但し、本条第2条、第4条及び第5条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断り又は、脱会の手続きをすることはありません。

第8条（利用・提供中止の申し）

本条第2条、第4条及び第5条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合はそれ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。但し、請求書送付や本規約改定のお知らせ等業務上必要な書類に同封又はメール送信される宣伝物・印刷物についてはこの限りではありません。

第9条（本契約が不成立の場合・会員の取消後又は脱会後の個人情報の利用）

1 本契約が不成立の場合であっても、本申込をした事実は、本条第1条及び第3条2項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2 カード会員規約一般条項第19条に基づく取消又は脱会の後も本条第1条及び第5条に必要な範囲で、一定期間個人情報を保有し、利用するものとします。但し、本条第8条による利用中止の申出を適用します。

第10条（条項の変更）

本条は法令等に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

<p>《相談窓口》</p> <ol style="list-style-type: none">商品等の問合せ、相談はカードを利用された加盟店にご連絡ください。 会員規約についてのお問合せ、ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面、及び個人情報の開示・訂正・削除等については、下記 Nexus Card お客様相談窓口におたずねください。

<p>Nexus Card 株式会社</p> 〒880－0006 宮崎市千草町4番17号 お客様相談窓口 TEL0570－002－123 ホームページアドレス： https://www.nexuscard.co.jp/ 【包括信用購入あっせん・登録番号】 九州(包)第30号 【貸金業登録番号】 九州財務局長(13)第00132号

会員規約をよくお読みのうえ大切に保管ください。

<p>Nexus Card 株式会社が契約する指定紛争解決機関の名称</p> 日本貸金業協会 03－5739－3861
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ご返済等のお悩みは</p> 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 TEL 0570－051－051 受付時間 平日9：00～17：00 </div>

【Web 会員サービス利用規約】

第1条 定義

- 「会員」とは、Nexus Card 株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するクレジットカードの貸与を受けた者をいいます。
- 「Web 会員サービス」（以下「本サービス」といいます。）とは、当社所定のWe サイト（以下「Web サイト」といいます。）において提供する第4条の内容のサービスをいいます。
- 「利用登録」とは、本サービスの利用を希望する会員が利用申請し、当社が本サービスの利用を承認して利用者として登録することをいいます。
- 「利用者」とは、本規約を承認のうえ利用申請し、当社に承認されて

利用登録を完了した会員をいいます。

5. 「登録情報」とは、利用者が利用登録時に申請した属性情報、Eメールアドレス、その他の情報、及びID・パスワードの情報をいいます。

第2条 利用登録等

- 利用登録を行うことができる者は、会員とします。
- 本サービスの利用を希望する会員は、本規約を承認のうえ、所定の方法により、カードの会員番号、Eメールアドレス、その他の必要事項を当社に申請するものとします。
- 当社は、前項で申請した者のうち、本サービスの利用を承認した者に対して、同人を特定する番号（以下「ID」といいます。）を本人の申請の後、発行します。
- IDを発行した時点で、利用登録の完了とします。尚パスワードは、IDの発行を受けた者が任意に指定できるものとします。
- 利用登録は、カード毎に行うものとします。同一のカードについて再度利用登録を行った場合、従前のID、及びパスワードは効力を失うものとします。
- 利用者は、当社所定の方法で申請することにより、本サービスの利用登録を解除することができるものとします。

第3条 登録情報

利用者は、当社に登録したEメールアドレスの内容に変更があった場合、直ちに当社所定の届出を行うものとします。

第4条 本サービスの内容等

- 当社の提供する本サービスの内容は、以下の通りとします。
 - Web 明細サービス
 - ポイント交換申込
 - 本人認証サービス(3Dセキュア)※
※2021年9月から提供開始予定
 - 当社は、本サービスの内容を任意に追加、変更、又は中止することができるものとし、
- その場合、当該追加、変更、又は中止を行うことについて、利用者に対しWeb サイトへの掲載、その他の方法等により、公表、又は通知するものとします。

第5条 本サービスの利用方法

- 利用者は、本規約のほか、第4条第1項の各種サービスにおける「案内」「利用上の注意」「その他の注記事項」、及び別途定める規約等（以下、「本規約等」といいます。）を遵守するものとします。
- 利用者は、Web サイトにおいてID、及びパスワードを入力し、本規約等に従うことにより、本サービスを利用することができるものとします。
- 当社は、入力されたID、及びパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定し、本サービスを提供するものとします。

第6条 提携先サービス

- 利用者は、本サービスのほか、当社が提携する第三者（以下「提携先」といいます。）が提供するサービス（以下「提携先サービス」といいます。）を利用することができるものとします。
- 利用者は、提携先サービスを利用する場合、本規約等のほか、提携先の定める規約等に従うものとします。

第7条 利用者の管理責任

- 利用者は、自己のID、及びパスワードが本サービス、又は提携先サービスにおいて使用されるものであることを認識し厳重にその管理を行うものとします。
- 利用者は、ID、及びパスワードの使用、管理について他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- ID、及びパスワードが第三者に使用されたことによる損害は、当社、又は提携先の故意、過失による場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。
- 利用者は、自己のID、及びパスワードが使用されて、当社並びに提携先、又は第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならぬものとします。

第8条 利用者の禁止事項

- 利用者は、利用者として有する権利を、第三者に譲渡もしくは行使させてはならないものとします。
- 利用者は、本サービスの利用によって取得した情報を私的範囲内で利用するものとし、商業的に利用してはならないものとします。

第9条 知的財産権等

本サービスの内容、情報等、本サービスに含まれる著作権、商標、その他の知的財産権等は、すべて当社、及び提携先の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害、又は侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第10条 利用登録抹消

当社は、利用者が次のいずれかに該当し、当社が必要と認めた場合、その利用登録を抹消して利用者のIDを無効とすること、又は当該利用者の本サービスの利用を制限することができるものとします。

- 会員資格を喪失した場合
- 本規約のいずれかに違反した場合
- 利用登録時に虚偽の申請をした場合
- 本サービスの利用に際し必要とされる債務支払又は義務の履行を行わなかった場合
- 同IDで連続してログインエラーとなった場合
- その他、当社が利用者として不適当と判断した場合

第11条 利用者に対する通知

- 当社は、利用者が登録したEメールアドレスを、利用者に対する通知や情報提供に利用できるものとします。但し、情報提供に限り、利用者が当社所定の届出をすることにより、当該Eメールの配信を中止できるものとします。
- 当社が登録されたEメールアドレスに対して、通知や情報提供を行ったことにより、利用者、又は第三者に対して損害が発生した場合において、当社の故意、又は重大な過失による場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。

第12条 個人情報の取扱い

- 利用者は、当社がEメールアドレスなどの登録情報、本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ、以下の目的のために利用することに同意するものとします。
 - 宣伝情報の配信等当社の営業に関する案内に利用すること
 - 業務上の必要事項の確認や連絡に利用すること
 - 市場調査を目的としたアンケート用Eメールの配信に利用すること
- 当社は、当該業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を業務委託先に提供します。

第13条 免責

- 本サービスにおいて、当社が採用する暗号技術は、当社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証も行わないものとします。
- 当社の故意、又は重大な過失による場合を除き、当社は、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、一切責任を負わないものとします。

第14条 本サービスの一時停止と中止

- 当社は、次のいずれかに該当する場合、利用者への事前通知なしで、本サービスの一時停止、又は中止することができるものとします。
 - システム保守、その他本サービス運営上の必要がある場合
 - 天災、停電、その他本サービスを継続することが困難になった場合
 - その他当社が必要と判断した場合
- 当社の故意、又は重大な過失による場合を除き、当社は、本サービスの一時停止、又は中止に起因して生じたいかなる損害について、一切責任を負わないものとします。

第15条 本規約の変更

当社は、会員規約に定める変更手続に従い、本規約を変更することができるものとします。

第16条 本規約の優越

本サービスの利用に際し、当社が別に定める会員規約等のあらゆる規約と、本規約の内容が一致しない場合は、本規約が優先されるものとします。

【Web 明細サービス利用規約】

第1条（本サービスの内容）

- 「Web 明細サービス」（以下、「本サービス」といいます。）は、Nexus Card 株式会社（以下、「当社」といいます。）が発行するクレジットカードの会員（以下、「会員」といいます。）に対し、インターネット上で提供する「本サービス」において、会員が利用した毎月のカード利用明細書を、郵送による方法に代えて本規約の方法により通知するサービスをいいます。
- 本サービスには、割賦販売法に規定される書面を含みます。

第2条（本サービスの利用）

本サービスの利用を希望する会員は、本規約を承認したうえで、当社の定める方法により本サービスの利用登録を行うものとし、利用登録が完了した場合に、本サービスを利用することができるものとします。

第3条（利用料金）

本サービスの利用料金は無料とします。但し、本サービスを利用するために必要なインターネットへの接続等の利用環境については、会員の責任及び費用負担で整えるものとし、インターネットへの接続料及び通信料等については会員の負担によるものとします。

第4条（カード利用代金明細書の通知方法）

- 当社は、請求金額確定時に会員が届出た電子メールアドレス宛てにお支払金額の確定を通知する旨のメールを配信します。会員は、当該メールを受領後直ちに、当該メールにおいて指定されたウェブサイトにもパソコン等（パソコン、スマートフォン、タブレットをいいます。）からアクセスして、カード利用代金明細書を閲覧し、及び利用代金明細のデータをダウンロードすることとします。尚、会員は、当社が定める期間において、いつでもカード利用代金明細書をダウンロードすることができます。
- 当社は本サービスの利用を承認した会員に対し、原則としてご利用代金明細書を郵送しないものとしますが、その実施時期は当社にて決定後、適当な方法で会員に通知するものとします。但し、請求金額の確定時において次のいずれかに該当する場合、当社はご利用代金明細書の郵送を行なうものとします。
 - 払込取扱票による支払いを行っている場合
 - 法令等によりご利用代金明細書の送付が必要とされる場合
 - 本サービスから従前のカード利用代金明細書郵送への変更がある場合
 - 第6条の終了事由（1）から（3）に該当した場合
 - その他当社がご利用代金明細書の郵送を必要と判断した場合

第5条（電子メールアドレス）

- 本サービスの登録は、パソコン等から行うことができます。本サービスの登録が完了した場合は、当社は登録された電子メールアドレス宛に、登録完了メールを配信します。
- 本サービス利用登録会員は、電子メールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当社 Web 会員サービスメニューから所定を選択を行い、変更の手続きを行うものとします。

第6条（本サービスの提供終了）

当社は、会員について、以下のいずれかの事由が発生した場合、会員の承諾を得ることなく本サービスの提供を終了することができることとします。但し、請求又は残高がある場合は、この限りではないものとします。

- 当社に対して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- 本規約のいずれかに違反した場合
- その他、当社が不適当と判断した場合

第7条（サービスの変更、中止）

- 本サービスの利用を中止する場合は、会員は当社所定の方法で申出をしていただきます。
- 当社は、営業上その他の理由により本サービスを変更もしくは中止することができることとし、会員はあらかじめそれを承諾することとします。
- 本サービスの内容は日本国の法律のもとに規制されることがあること

を承諾することとします。

第8条（本規約の変更）

当社は、会員規約に定める変更手続に従い、本規約を変更することができるものとします。

第9条（免責事項）

- 会員は、通信上のトラブルやインターネット環境などの事由により「本サービス」の確認ができない場合があることをあらかじめご了承ください。
- 確定通知を受信できないことにより、会員又は第三者に対して損害が発生した場合、当社は一切責任を負わないこととします。

第10条（会員規約の優先）

本サービスの利用に際し、当社が別に定める会員規約等のあらゆる規約と、本規約の内容が一致しない場合は、本規約が優先されるものとします。

【Nexus ポイントサービス規約】

第1条（目的）

Nexus ポイントサービス規約（以下「本規約」といいます。）は、Nexus Card 株式会社（以下「当社」といいます。）が、カード会員規約（以下「会員規約」といいます。）に基づきカードを発行・交付した会員（以下「会員」といいます。）に対して、カードを利用した金額に応じて付与する「Nexus ポイント」（以下「ポイント」といいます。）の内容および特典を受けるための条件に関する基本的事項を定めるものです。Nexus ポイントサービス（以下「本サービス」といいます。）に関し本規約に規定のない事項については、会員規約が適用されます。

第2条（ポイントの付与対象）

当社は、会員が会員規約に基づき発行を受けたカードを使用して、ショッピング利用等を行った場合に、当社所定の条件および基準に従いポイントを付与します。カード利用にかかる取引であっても、年会費、発行手数料、キャッシング、その他当社が定める所定のものについては、ポイント付与の対象とならないものとします。但し、当社がポイント付与を認めた場合には、ポイントの付与ができるものとします。ポイント付与の対象となるサービス及び取引（以下「対象取引」といいます。）、ポイントの付与率、その他ポイント付与の条件は、当社が決定し、当社ホームページ等の当社所定の方法にて本会員に告知します。尚、ポイント付与の対象となるか否か、ポイントの付与率、及びポイントの有効期限は、取引の種類、又は利用サービスの種類によって異なることがあります。ポイントは、対象取引が行われてから、当社が定める一定の期間を経た後に付与されます。但し、この期間内に、当社が対象取引につき取消などがあったことを確認した場合、対象取引にポイントは付与されません。サービスおよび取引についてポイントを付与するか否か、付与するポイント数、その他ポイントの付与に関する最終的な判断は、当社が行うものとし、会員はこれに従うものとします。

第3条（ポイントの付与）

当社は、会員規約の定めるところにより、当社所定の方法によって締め切られたカード利用代金等 200 円に対して 1 ポイントの割合でポイントを所定日に付与されます。尚、カード利用代金が 200 円に満たない場合の端数は、切捨てとなります。当社は、前項にかかわらず、当社が指定する取引及び方法でカードを利用したとき、その他当社が相当と認めた場合、会員に対して、当社が指定する日に当社が定めたポイント付与率によりポイントを付与することができます。当社がポイントを付与した後に、対象取引についてキャンセルその他当社がポイントの付与を取り消すことが適当と判断する事由があった場合、当社は、対象取引により付与されたポイントを取り消すことができます。

第4条（ポイントの管理）

会員は、付与されたポイント数、会員が使用したポイント数及びポイント数の残高を、当社がインターネット上で運営する会員専用サイト Web 会員サービス上及びご利用明細書(兼ご請求書）等により会員に告知します。但し、当社が告知不要と判断した会員については、告知されないことを会員は承認するものとします。又、会員は電話その他所定の方法により当社に

問い合わせることによって、ポイント数の残高を確認することができます。尚、これらの方法により確認できるポイントの残高は、確認した時点における最新情報ではないことがあります。会員は、前項のポイント数に疑義のある場合には、ただちに当社に連絡し、その内容を説明するものとします。前項のポイント数に関する最終的な決定は当社が行うものとし、会員はこれに従うものとします。

第5条（ポイントの交換）

ポイントと交換できる特典は、次のとおりとします。尚、その詳細については、本規約および当社ホームページ、書面、メール等により案内されます。ポイントを商品等に交換するもの。当社以外の当社が指定する提携先が提供するサービス等に交換するもの。交換した特典の送付先は、会員がご利用明細書（兼ご請求書）の送付先として当社に届け出た住所又は登録しているメールアドレス宛に送付するものとします。会員は、付与されたポイントを当社が提供する特典以外の金品と交換することはできません。又、一度交換した特典を、さらに別の特典に交換することもできません。会員が自己の名義で複数カードを保有している場合、会員はそれぞれのカードにおいて保有するポイントを合算して特典と交換することはできません。交換した特典の利用にあたって発生する交通費、宿泊代、税金その他の費用については、当社は一切負担しないものとします。

第6条（ポイント交換の受付および取消）

会員のポイント交換の申込みは、第 7 条に定めるポイントの有効期限満了日までに、当社に到達した分のみを有効とします。又、当月失効予定のあるポイントを含む郵送での申込みは、有効期限満了日までの到着分を有効とします。会員のポイント交換の申込みに対する受付がなされた時点とは、次のとおりとします。尚、会員は、当該申込みをキャンセルすることはできません。(1)インターネットでの申し込みの場合は、画面上で受付完了の表示がなされた時点 (2)電話での申し込みの場合は、受付完了のアナウンスを行った時点 (3)郵送での申し込みの場合は、申込み用紙が当社所定の住所に到達した時点 前項の受付がなされた時点以降、特典の送付やポイントの移行には一定期間を要します。尚、当社は、至急発送等の特別な対応には一切応じることができません。当社が特典を発送したにもかかわらず、発送日から 3 ヶ月を経過しても会員による受取がなされなかった場合、当社は、本会員からのポイント交換の受付を解除又は取り消すことができます。この場合、当社は、当該特典と交換したことにより既に減算したポイントを、会員に返還するものとします。但し、会員が故意に特典の受取を拒絶した場合、当社は原則として前項の解除又は取消しを行わず、既に減算されたポイントは、本会員に返還されません。前項にかかわらず、期限又は期日のある特典については、当社が特典を送付したにもかかわらず、会員が当該期限又は期日までに受取がなさらなかった場合は、当社にて、当該期限又は期日の翌日以降に、当該特典を廃棄等の処分を行うことができます。この場合、当該特典と交換したことにより減算されたポイントは、会員に対して返還されません。ポイントの交換は、原則として付与日の古いポイントから行われます。会員が交換した特典ともない税金や付帯費用および公租公課が発生する場合には、会員がこれらを負担するものをします。

第7条（ポイントの有効期限と失効）

ポイント付与日から2年間（24 カ月）を経過した日をもって自動的に失効するものとします。尚、当社から本会員に失効の通知は行いません。失効ポイントの復活はできません。又失効ポイントについて、当社はその一切の責任を負いません。

第8条（ポイントの譲渡の禁止）

会員は、付与されたポイントを第三者に譲渡又は質入れしたり、第三者との間でポイントを共有したりすることはできません。

第9条（第三者による使用）

カードの紛失、盗難、又はそれらによらずして第三者に当該カードのカー

ド番号を利用して不正にポイント交換が行われた場合、これにより減算されたポイントは、会員が負担するものとし、会員に生じた損害について当社は一切の責任を負いません。

第10条（カードの切替および再発行の場合の対応）

会員の申出により当社がカードを再発行した場合、再発行前に有効であったポイントは、当社が認めたもの以外は原則として再発行後のカードにポイントが承継されません。

第11条（権利の喪失および停止）

当社は、会員が次のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知なく、会員のポイントの付与、ポイントの特典との交換、その他 本サービスを受ける全ての権利を喪失させ、会員の本サービスの利用が停止されます。
（1）違法又は不正行為があった場合
（2）本規約、会員規約、その他当社が定める規約・ルール等に違反があった場合
（3）その他当社が会員の権利を喪失させることが適当と判断した場合

第12条（免責）

当社は、本サービスの運用にその時点での技術水準を前提に最善を尽くしますが、障害が生じないことを保証するものではありません。通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、ポイント利用に関する障害、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他本サービスに関して本会員に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第13条（本サービスの変更、停止等）

当社は、天災地変、事変、その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるときは、事前に通知することなく、本サービスの全部、又は一部の提供を停止し、又は内容を変更する措置を講じることができるものとします。当社は、システムの保守等により 本サービスの維持管理の作業に必要な期間、本サービスの提供を停止することができるものとします。当社は、会員に事前に通知することなく、本サービスの内容又は本サービス提供の条件の変更（ポイントの廃止、ポイント付与の停止、取引の変更、ポイント付与率又は利用率の変更を含みますが、これらに限られません。）を行うことがあり、本サービスを終了又は停止することがあります。会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。当社は、前項の変更により会員に不利益又は損害が生じた場合でも、これらについて一切責任を負わないものとします。

第14条（本規約の変更）

当社は、会員規約に定める変更手続に従い、本規約を変更することができるものとします。